### 平成30年度 社会福祉審議会総会 会議録

- **1 開催日時** 平成 30 年 12 月 17 日(月) 午後 2 時 00 分~3 時 10 分
- 2 開催場所 大阪市役所 7階 市会第6委員会室
- **3 出席委員** 19名

青堅委員、植田委員、北委員、倉光委員、小池委員、小山委員、佐田委員 白國委員、白澤委員、高橋委員、手嶋委員、寺戸委員、中尾委員 牧里委員、宮川委員、森山委員、矢田貝委員、吉田委員、和田委員

### 諫山福祉局長あいさつ

皆さん、こんにちは。福祉局長の諫山でございます。

本日は、年末ということで大変お忙しい中、大阪市社会福祉審議会総会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回は、委員の皆様の改選をさせていただきまして、初回の総会ということでございます。 委員長の選出をいただいたり、あるいは各分科会の状況のご報告、また福祉施策の主な計画 のご説明をさせていただきたく存じます。

ことしは社会保障制度全般に係りましていろいろな動きがございました。障害者総合支援 法の改正であるとか、生活保護法、また生活困窮者自立支援法の改正がございました。ある いは介護報酬や障害福祉サービス等の報酬、診療報酬の改定もあったというようなさまざま な動きがあった年でございました。また一方で6月に大きな地震があって、集中豪雨、台風 ということで自然災害も相次ぎました。その都度、地域で福祉活動を初めいろいろなご活動 をいただいている方々が、支援を要する方々の安否の確認等に奔走いただきました。日ごろ からの見守り活動等の大切さについて改めて再認識をいたしたところでございます。

こういった中ですけれども、大正7年に創設されました方面委員制度、民生委員制度ですけれども、ことしで100年目という大変大きな節目を迎えました。市内には民生委員児童委員の皆様4,000人以上いらっしゃいます。子育ての相談から高齢者の相談まで幅広くご相談に応じていただいたり、あるいは地域のきずなを深める活動に献身的にお取り組みいただきまして、この100年という年を迎えたところでございます。改めて深く敬意を表するところでござ

います。

こういったさまざまな動き、状況も踏まえながらということでございますけれども、本市におきましてはことし3月に大阪市の地域福祉基本計画や高齢者保健福祉計画、あるいは障がい福祉計画などの計画を策定させていただきました。こういった計画に基づきまして施策事業を進めさせていただいているところでございます。委員の皆様方にも今後とも本市の福祉行政の推進に当たりましてご支援、お力添えをいただきますようお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

出席委員並びに出席職員の紹介

出席状況の報告、配付資料の確認及び会議の公開について

# 議事

# 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

本日は、委員総数29名の過半数を超える19名の皆様にご出席をいただいており、大阪市社会福祉審議会条例第5条第3項により会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、委員の皆様の新しい任期が始まりまして最初に開催される総会でございます。社会 福祉法第10条の規定により、委員長は委員の互選で選出することとされておりますが、いか がいたしましょうか。

事務局案としまして、これまで委員長を白澤委員にお願いしてきたところであり、引き続き白澤委員に委員長をお願いするということでいかがでしょうか。

(「異議なし」)

### 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

それでは、白澤委員にお願いしたいと思います。

#### 白澤委員長

ただいま委員長にご推挙いただきました白澤でございます。

大阪市もいろんな福祉課題多いかと思っております。国全体の中では地域共生社会ということの中で、「我が事・丸ごと」地域共生社会をどう実現していくのか。特に我が事につきましては、地域の人たちとの連携をどう行政がパイプを持って展開していくのか、そういう大きな行政課題を持っているという認識をしております。あるいは丸ごとにつきましては、既に大阪市はモデル的な展開をしてきたわけでございますが、本格的に80・50問題等々の世代を重複するような課題を解決していく、そういうことを本格的に実施する、そういうような時期を迎えているのかなと、こういうふうに思っております。地域包括ケアシステムから地域共生社会ということを大阪の地でどう実現していくのか。そういう意味では社会福祉審議会の役割は大変大きいかと思います。ぜひ皆さん方のご支援をいただきながら、大阪の福祉の方向づけにこの委員会が多少ともご支援いただいて展開できることをお願いし、挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

### 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては白澤委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

### 白澤委員長

それでは、引き続きまして審議を進めさせていただきたいと思いますが、まず最初に委員 長代理の指名についてでございます。委員長代理は、社会福祉審議会条例第4条により委員 長が指名するということになっておりますので、大変僣越ではございますが、私から委員長 代理を指名させていただくことにいたします。

委員長代理には牧里委員にお願いしたいのですが、ご承諾いただけますでしょうか。

(「異議なし」)

### 白澤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、牧里委員長代理から一言ご挨拶をお願いいたします。

# 牧里委員長代理

僣越ながら代理を仰せつかりました。よろしくお願いしたいと思います。

この場で言うべきことなのかどうか少しちゅうちょはいたしますが、白澤委員長は国のアドバイザーという役割を持っておられまして、全国的な視点からいろいろ作業を進める立場にありまして、なかなかお膝元の大阪市が手薄になるんじゃないかと、ちょっと心配はしとるわけですけれども、しかし、かえって全国のモデルになるように、逆にいえば白澤委員長のもとでどういう大阪市の行政が進んでいるのかということは注目されるところとなると思うんですね。ぜひとも全国のリーディング市としていい中身をつくっていくことに私も細々とお支えをしたいと思っておりまして、なかなか力も足りないんですけれども、できる限りのことをして補佐してまいりたいと思ってます。それも皆様方のご協力あってのことだと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

ご挨拶にかえさせていただきます。

### 白澤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして委員の皆様にお願いいたします専門分科会等の所属についてでございます。

社会福祉審議会におきましては、専門分科会及び部会を設けており、各委員にはそれぞれ 専門分科会及び部会に所属していただくこととしております。今回は新しい任期が始まりま して最初の総会となりますため、事務局からそれぞれの専門分科会及び部会の位置づけにつ いてご説明いただきまして、委員の所属についてご提案をお願いしたいと思います。

事務局のほう、よろしくお願いいたします。

#### 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

それでは、専門分科会及び部会の位置づけにつきまして、簡単にご説明いたします。座ってご説明させていただきます。

お手元の資料1のおもてをまずごらんください。社会福祉審議会におきましては、社会福祉法等の規定に基づき5つの専門分科会及び13の部会を設けております。

まず、民生委員審査専門分科会ですが、民生委員の推薦に係る適否の調査審議等を行うため設置しております。民生委員の改選は3年ごととなっておりまして、次の改選は来年度に

予定されております。

次に、身体障害者福祉専門分科会は、身体障がい者の福祉に関する事項の調査審議を行うために設置しており、そのもとに身体障がい者の障がい程度について個々の案件の審査を行う10の審査部会を設けております。審査に当たりましては、それぞれの医療分野を専門とする医師を委嘱の上、行っております。なお、障がい者施策に係る検討や計画策定につきましては、本市では別途障がい者施策推進協議会という障害者基本法に基づく審議会を設置しておりまして、そちらと連携する形で進めております。

以上の分科会、部会につきましては、社会福祉法及び社会福祉法施行令により、本審議会に必ず設置しなければならないとされております。

次に、これ以降の分科会、部会は必要に応じて置くことができるという規定に基づきまして、本市独自に設置しているものでございます。

高齢者福祉専門分科会は、高齢者の福祉に関する事項の調査審議を行うため設置しており、 そのもとに高齢者保健福祉計画の調査審議を行う保健福祉部会と、介護保険事業計画の調査 審議を行う介護保険部会を設置しております。

次の地域福祉専門分科会ですが、地域福祉に関する事項の調査審議を行うため設置しており、そのもとに地域福祉基本計画策定・推進部会を設置しております。

最後に、社会福祉施設・法人選考専門分科会ですが、社会福祉施設の整備や社会福祉法人の設立等に関する事項の調査審議を行うために設置しております。

なお、これまでは児童福祉に関する事項の調査審議を行う児童福祉専門分科会を設置しておりましたが、この後の議題でもご説明いたしますとおり、平成30年12月より新たに児童福祉審議会を設置いたしましたので、そちらに移管しております。

専門分科会及び部会の設置状況につきましては以上でございます。

それでは、資料1の次のページをごらんください。

委員の皆様にお願いいたします専門分科会等の所属について、事務局として案をつくらせていただいております。また、それ以降のページからは分科会、部会別の名簿もございます。こちらにはそれぞれの専門分野ごとに委嘱しております臨時委員の方々も含めまして、全体の委員構成がわかるよう掲載しております。ご審議、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

#### 白澤委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明も踏まえまして、委員の方々の所属につきましてはこの案でお願いしたいと考えておりますが、ご出席いただいている委員の皆様方、ご自分のところをごらんいただきながらご意見を賜りたいと思いますが、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、こういうような形で専門分科会、部会の委員としてど うかよろしくお願いをいたします。

続きまして、お手元の次第にございますように、まず報告事項の(1)大阪市児童福祉審議会の設置について、こども青少年局より説明していただきます。よろしくお願いいたします。

# 事 務 局(吉田こども青少年局子育て支援部管理課長)

こども青少年局子育て支援部管理課長の吉田でございます。

私のほうから、大阪市児童福祉審議会の設置についてご説明させていただきます。着座に て説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

児童福祉審議会につきましては、児童福祉法に規定される児童福祉に関する事項を調査するための審議会として、都道府県、政令市に設置義務がございます。本市では、昭和31年に児童福祉審議会を設置いたしましたが、昭和60年の地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律の制定、社会福祉事業法の一部改正により、社会福祉審議会において児童福祉に関する事項も調査審議できるようになったことなどを受け、昭和62年に大阪市社会福祉審議会に統合することとなり、社会福祉審議会の分科会、児童福祉専門分科会としてこれまで運営を行ってまいりました。

当時、社会福祉を取り巻く情勢が大きく変化し、総合的な視野での社会福祉の再編が求められるなどを考慮し、広い視点での調査審議を行うことが適当であるとの判断で統合を行ったところでございます。

しかしながら、それ以降も子どもを取り巻く環境は大きく変化し、国においては平成28年に児童福祉法を改正し、理念規定において子どもの権利や子どもの意見尊重、最善の利益の考慮などが明確に位置づけられるとともに、児童福祉審議会については子どもや家族の意見を聞くなどの手続が新たに規定され、その委員についても公正な判断ができる者を選任することが明確化されるなど、児童福祉審議会の権限強化が示されたところでございます。

また、本市におきましても、児童虐待相談対応件数の増加や待機児童対策など今日的な課題に速やかに対応することが求められている中、児童に関連する専門的な委員による集中的な調査審議を行う必要があることや、児童福祉法の改正を踏まえ、機能強化・活性化を図るため、児童に関するさまざまな専門的な分野での委員にご審議いただくため、審議会での議決を経て、この12月から本市児童福祉審議会として設置させていただいたところでございます。

設置に当たりましては、平成28年度の社会福祉審議会総会におきまして、(仮称)児童福祉審議会の設置案としてご報告を申し上げ、その際に委員の皆様方からいただきましたご意見等も踏まえ、こども青少年局といたしましても関係局等と調整を図り、改めて昨年度の社会福祉審議会総会におきまして、児童福祉審議会の設置についてとしてご説明させていただいたところでございます。

昨年度の社会福祉審議会でご確認いただいた後、事務手続を進め、市議会での議決を経て、 この12月から大阪市児童福祉審議会として設置させていただきました。

なお、本市児童福祉審議会といたしましては、先週金曜日に第1回の総会を開催し、委員 長、委員長代理を選出し、各部会の設置を行ったところでございます。

次のページをご覧ください。

部会につきましては、これまで社会福祉審議会の児童福祉専門分科会として運営しておりました際に設置しておりました部会、里親審査部会、こども相談センター審査部会、児童虐待事例検証部会、保育事業認可部会、保育事業認可前審査第1から第8部会に加え、新たに児童福祉施設等事業停止部会、社会的養育専門部会を設置させていただきました。それぞれの所管事項は資料に記載のとおりとなっております。

なお、資料の3枚目にはご参考として本市児童福祉審議会委員名簿を添付させていただい ております。

児童福祉審議会設置後につきましても、必要な事項につきましては社会福祉審議会とも連携を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

#### 白澤委員長

どうもありがとうございました。

本審議会でもいろんなご意見をいただきながらお認めをさせていただき、大阪市児童福祉

審議会の設置ということでのご説明でございます。もう既に委員会を開催されたというご報告いただいておりますが、何かただいまの説明についてのご意見なりご質問はいかがでしょうか。

ないようでございますので、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして報告事項の(2)各分科会・部会の開催状況等について、各担当から説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

それでは、各分科会・部会の今年度の開催状況と、あわせまして各施策分野の柱となって おります各事業計画についても簡単にご報告いたします。これは障がい者福祉、高齢者福祉、 地域福祉の各分野におきまして、主に3年周期で計画を策定しているもので、いずれも今年 度、平成30年度が計画初年度となっております。

分科会・部会の全体図につきましては、先ほどご説明いたしておりますが、こちらの順に 従いまして、各担当より順次説明してまいります。

なお、民生委員審査専門分科会につきましては、今年度は開催実績がありませんので、報告は省略させていただきまして、次の障害者福祉専門分科会からお願いいたします。

#### 事 務 局 (松本福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長)

福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長の 松本でございます。

私から、資料3の1ページ目にあります身体障害者福祉専門分科会、第1から第10審査部会についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

まず、審査部会の概要でございますが、障がい者手帳の交付を希望する障がい者の方から、 身体障害者福祉法に規定されております指定医が作成された診断書、意見書を添付して、身 体障がい者手帳の申請があった場合は、基本的には各区の保健福祉センターにおいて、国が 示しています認定基準等に基づき障がい認定を行い、身体障がい者手帳を交付しているとこ ろでございますが、処分決定を行う際に、基準に該当しない場合や、認定において疑義があ る案件につきましては、各障がいに応じ、身体障害者福祉専門分科会の第1から第10の各審 査部会に諮問し、審査会答申を踏まえまして、各区保健福祉センターが等級等を決定しまし て、身体障がい者手帳の交付を行っているところです。 各審査部会におきましては、各区の保健福祉センターから諮問があった身体障がい者手帳の交付に係る障がい程度の審査判定並びに障がい等級等を判定するための診断書、意見書を作成できる身体障害者福祉法による医師の指定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によります公費負担による医療を行う指定自立支援医療機関の指定または取り消しに関しての助言指導等をいただいております。

今年度、平成30年度の開催状況、審査件数につきましては、資料の表のとおりとなっておりますけれども、審査件数については今年度11月までで2,989件となっておりますが、昨年度の11月までの件数は2,645件であります。特に第2審査部会でございますが、平成30年7月に国の基準改正が行われまして、視野障がいに係る認定基準が大きく変わったため、暫定的な取り扱いといたしまして、視野障がいに係る申請は各区の保健福祉センターでの審査ではなく、全件審査会諮問としているため、8月以降の審査件数が増加している状況であります。また、肢体不自由に係る申請は、審査会諮問分だけで月平均170件となっておりますが、平成30年11月においては手帳判定に係る審査だけで203件となっておりまして、今後もこのような状況が続くかと考えております。

いずれにしましても、引き続き各審査部会の運営につきましては適正に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

### 事 務 局 (内村障がい者施策部障がい福祉課長)

障がい者施策部障がい福祉課長内村でございます。

私からは障がい福祉関係の事業計画についてご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。

お手元の資料3別紙1というA3の資料をごらんいただけますでしょうか。「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の概要」ということでございます。

まず、「1 計画の位置づけ」でございます。本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定しているところでございます。

大阪市障がい者支援計画、これは障害者基本法に基づく計画でございまして、障がい者施 策の基本的な方向性を示すものとして、計画期間は2018年度から2023年度の6年間でござい ます。 中段の第5期大阪市障がい福祉計画でございます。これは障害者総合支援法に基づく計画で、障がい福祉サービス等につきまして、成果目標を設定しますとともに、必要なサービス見込み量を定めるものでございます。計画期間は今年度から3年間でございます。

一番下の第1期大阪市障がい児福祉計画、これは児童福祉法に基づく計画でございます。 成果目標を設定しますとともに、必要なサービス見込み量を定めるもので、計画期間は今年 度から3年間となっております。

次に、「2 計画策定で考慮したこと」をごらんください。

1点目に、この間の法律の改正や条例の改正などの状況の変化を計画に盛り込んだところでございます。具体的な法改正では、障害者差別解消法の施行など、あるいは条例では大阪市こころを結ぶ手話言語条例の制定などを盛り込んだところです。

2点目に、国の基本指針の見直しを踏まえ計画の成果目標を設定いたしました。成果目標 1から5までございますが、これは後ほどご説明させていただきます。

3点目に、計画をつくる前年に実施しました大阪市障がい者等基礎調査の結果を踏まえ計画を策定したところでございます。

資料右上の「3」をごらんください。今申し上げました「大阪市障がい者等基礎調査の主 な結果」でございます。

1つ目の丸ですが、障がいを理由に不快(差別)や不便さを感じた場面ということで、障がい者ご本人にお聞きしている内容で複数回答となっております。この結果、さまざまな場面において障がいを理由に不快や、あるいは差別、不便さを感じたと回答されており、障がいや障がいのある人に対する理解の促進とともに、必要な配慮がまだまだ求められている状況でございます。

次に、2つ目の丸ですが、障がい者施策全般に望むこと。これも障がい者ご本人で複数回答ということで、所得の保障のほか、相談支援体制の充実や、夜間・緊急時の連絡など、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められています。

そして3つ目でございます。今現在施設に入所されておられる方にお聞きした内容で、地域に移行して地域で住んでいきたいかという問いでございます。親やきょうだい、あるいはグループホームなど地域で暮らしたいと思っておられる方が半数近くおられ、本人の意向を十分に尊重しながら地域移行の取り組みを進めていく必要がございます。

次に、「4 基本理念・基本方針」です。障害者基本法の基本理念にのっとり、これまでの取り組みや障害者差別解消法の趣旨を踏まえまして、これまでからの3つの基本方針を引

き継いでいきます。基本方針は中段の右のほうに書いてますが、「個人としての尊重」、「社会参加の機会の確保」、「地域での自立生活の推進」。それと、一番下にございます計画推進の基本的な方策としまして、「1 地域支援のための地域づくり」から、「6 調査研究の推進」までという形で策定しております。

裏面をごらんいただけますでしょうか。

- 「5 障がい者支援計画」でございます。章としましては第1章から第6章までに、日常生活、あらゆることにかかわる分野で策定しております。「第1章 共に支えあって暮らすために」ということで、啓発や広報、情報・コミュニケーションの保障など。「第2章 地域での暮らしを支えるために」ということで、権利擁護や相談支援、生活支援や、あるいはスポーツ、文化の活動の支援。「第3章 地域生活への移行」では、施設入所者の地域への移行と、入院中の精神障がいのある人の地域移行。「第4章 地域で学び・働くために」では、保育・教育、あるいは就業。「第5章 住みよい環境づくりのために」の生活環境、安全・安心。そして「第6章 地域で安心して暮らすために」の保健・医療ということで、こういった章立てになっております。
  - 一番下段の「6 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」でございます。
- (1)の成果目標でございます。1点目は先ほどもございました「施設入所者の地域移行」。2点目は、今回国のほうから新たに拡充された内容で、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、その1つ目のチョボが新たな分ですが、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。3点目は、「福祉施設からの一般就労」。4点目、「地域生活支援拠点等の整備」。5点目の「障がい児支援の提供体制の整備」、これは新たに設けられました内容としまして、今年度末までには医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置というふうになっております。

その右手、(2)の主な障がい福祉サービスの見込量の算定でございます。大きく分けて 訪問系サービス、通所系サービス、居住系サービスと分けております。どれも右肩上がりで 徐々にふえておるんですが、居住系サービスの一番下、施設入所支援、これは地域への移行 を目標数値として掲げてますので、徐々に施設入所の方々は数字を減らしていくという形に なっております。

そして、一番右、参考ではございますが、障がい者手帳所持者数の推移でございます。これをごらんいただきますと、精神障がい者保健福祉手帳は平成25年と比較しますと1.35倍、知的障がいの療育手帳が1.21倍、身体障がい者手帳が1.02とほぼ横ばいの状況でございます。

また、その下の障がい福祉サービス利用者数の推移でございます。平成25年の1万6,479人から平成29年度の2万2,589人と、毎年、平均でございますが、年約1,540人増えているという状況でございます。

私からは以上でございます。

### 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

続きまして、高齢者福祉専門分科会、よろしくお願いいたします。

### 事 務 局 (久我福祉局高齢者施策部高齢福祉課長)

福祉局高齢者施策部高齢福祉課長久我でございます。どうぞよろしくお願いします。

私からは、高齢者福祉専門分科会の開催の状況のご報告と、第7期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画の概要につきましてご説明させていただきます。着座にてご説明させてい ただきます。よろしくお願いします。

それでは、資料3の2枚目でございます。高齢者福祉専門分科会のページをごらんください。

去る平成30年11月8日に、第1回の高齢者福祉専門分科会を開催させていただきました。 ご審議いただきました内容につきましては3点ございまして、まず1点目といたしまして、 平成31年度に実施させていただきます大阪市の高齢者実態調査等の、各調査の概要、スケジュールなどについてご説明し、ご審議をいただいたところでございます。その内容につきましてはまた後ほどご説明させていただきます。2点目でございますが、大阪市で平成29年4月から実施いたしております介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況につきましてご説明をし、ご審議いただいたところでございます。3点目でございます、第6期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の平成29年度の実績につきましてご説明し、ご審議をいただきました。

それでは、1番目にありました大阪市高齢者実態調査につきましてご説明をさせていただきます。資料3の別紙3「高齢者実態調査等について」という資料をごらんください。

2ページをごらんください、平成30年度から第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づきましてさまざまな高齢者の施策を実施しております。平成32年度からの第8期計画を策定するに当たりまして、高齢者の実態やニーズを把握するために、ここに記載しております調査を実施してまいりたいと考えております。調査といたしましては、前回の調査ど

おり本人調査(ひとり暮らし調査)、介護サービス利用者調査、介護サービス未利用者調査、 それと施設調査、介護支援専門員調査を実施してまいりたいと考えております。

次のページでございますが、調査のスケジュールについてでございます。 3ページをごらんください。まず上段の平成30年度でございますが、今後開催いたします高齢者福祉専門分科会等でご審議をいただいた上で、平成31年3月開催の高齢者福祉専門分科会におきまして調査票を確定してまいりたいと考えております。確定しました調査票をもとに、平成31年7月に高齢者実態調査を実施しまして、8月から10月で集計、分析を行う予定でございます。また、9月には、後ほどご説明をさせていただきますが、新たに介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、10月から12月で集計、分析を行う予定としております。これらの各調査をまとめまして、平成32年3月に開催予定の高齢者福祉専門分科会で調査結果の報告をしてまりたいと考えております。

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するに当たりまして、基礎資料としての調査となりますので、調査結果などを踏まえまして計画を策定してまいりたいと考えております。

5ページをごらんください。新たに実施させていただきます介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてでございます。具体的な内容といたしましては、対象者は要介護の1から5以外の65歳以上の高齢者とさせていただいております。

調査の目的につきましては、介護予防に係るリスクの発生状況、また各種リスクの影響に与える日常生活の状況を把握するとともに、地域の抱える課題を把握し、今後の施策の基礎資料にすることとしております。

調査は66日常生活圏域を対象といたしまして、客体数は全体で4万7,500件としているところでございます。

調査項目につきましては、厚生労働省が示します調査票を使用することになります。現在、 厚労省におきましては、第8期に向けての調査項目の検討をされているところでございます。 その資料の左側にありますように、調査項目につきましては問い1から問い7のように大 きく7つの項目に分かれております。その右側にございますように、調査結果を厚生労働省 が運営します地域包括ケア「見える化」システムに入力するということにより、運動器の機 能低下や低栄養の傾向など、圏域のリスクの発生状況を把握することができます。またその 下ですが、ボランティア等の参加頻度などの社会資源の把握も行うことができるところでご ざいます。 調査結果につきましては、日常生活圏域の比較とか、他都市の比較などもすることができます。

以上が高齢者福祉専門分科会の報告でございました。

続きまして、第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のご説明をさせていただきます。戻っていただきまして資料3の別紙2「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要」という資料をごらんください。

大阪市におきましては、高齢者に関する保健福祉施策及び介護保険事業等を包括しました 総合的な計画といたしまして、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、取 り組みを進めているところでございます。

第7期の計画につきましては、平成30年度から32年度までの3年間の計画期間としており、 団塊の世代が全て75歳以上となります平成37年を見据えて、地域包括ケアシステムをより深 化、推進していくための計画としているところでございます。

資料の左側の「2 大阪市の高齢化の現状と将来推計」に記載しておりますが、グラフにもありますとおり、大阪市では今後も高齢者が、特に後期高齢者の方が増加することに伴いまして、要介護認定者、またひとり暮らしの高齢者、また認知症高齢者などが増加することが見込まれております。一方で、計画の策定に当たりましては、実施しました高齢者実態調査において、多くの方がひとりで外出できるという回答をいただいているということもございまして、比較的元気な状態であるということがわかります。このような状況から、社会参加の機会をふやすなど、介護予防の取り組みを進めることにより健康な状態を維持していくととともに、介護が必要な方は重度化を防止するなどの取り組みを進める必要がございます。

右側の上のほうをごらんください。「3 介護保険制度の改正のポイント」というところに記載しておりますが、国におきましても高齢者の自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組み、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取り組み等の推進を図ることとしており、これまで構築を進めてきました地域包括ケアシステムをさらに深化、推進することとしております。

このような状況を踏まえまして、「4 基本的な考え方」のところですが、地域包括ケアシステムをより深化、推進するために、第6期計画を継承しつつ、5つの重点的な課題に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

裏面をごらんください。5つの重点的な取り組みについて載せております。

まず1つ目でございますが、「高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実」ということで、

在宅医療・介護連携の推進、また地域包括支援センターの運営の充実、地域における見守り 施策の推進などに取り組んでまいります。

2つ目でございますが、その下に行かせていただきまして、「2 認知症の方への支援と 高齢者の権利擁護の推進」といたしまして、認知症施策の取り組みや高齢者の虐待防止など の権利擁護施策を推進してまいります。

資料右上に行きまして3つ目でございますが、「3 介護予防の充実、市民における自主的活動の支援」といたしまして、介護予防の取り組みや健康づくりの推進、高齢者の社会参加と生きがいづくり等に取り組んでまいります。

4つ目でございますが、「4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実」といたしまして、多様な主体による多様なサービスの充実を図るとともに、介護保険サービスの質の向上と確保などを図ってまいりたいと考えております。

5つ目でございますが、「5 高齢者の多様な住まい方の支援」といたしまして、市営住 宅のバリアフリー化等の推進、また特別養護老人ホーム等の施設の整備に努めてまいります。

おもてに戻っていただきまして、「5 介護保険給付に係る費用の見込みと介護保険料」 についてでございます。介護保険制度の改正の影響等を踏まえまして、各種サービスの費用 の見込みを推計し、平成30年度からの保険料基準額につきましては、月額7,927円としており ます。

最後でございますが、その右側の「6 自立支援・重度化防止等に係る取り組みと目標」についてでございます、今般の介護保険法の改正によりまして、市町村は介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を計画に記載するということとなっております。本計画のさまざまな施策の中から認知症サポーターの養成、いきいき百歳体操の立ち上げ支援など、自立支援、重度化防止等に係ります取り組み等、その数値目標につきまして取りまとめて計画に記載をさせていただいているところでございます。

以上でございます。第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

続きまして、地域福祉専門分科会、お願いいたします。

### 事 務 局 (松村福祉局生活福祉部地域福祉課長)

福祉局生活福祉部地域福祉課長の松村でございます。私のほうから、地域福祉専門分科会の開催状況等についてご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

まず初めに、障がいや高齢の計画と同様、平成30年3月に策定いたしました大阪市地域福祉基本計画の概要につきましてご説明させていただきたいと思います。資料3の別紙4、A3サイズの資料をごらんください。

「1 計画の概要」でございますが、本計画は、各区の地域福祉を推進する取り組みをさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する課題や法制度等への対応を市域全体で取り組んでいくために策定するものでございまして、計画期間は平成30年度から3年間としております。大阪市におきまして、区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画は、区の地域福祉計画等でございますが、本計画は、区の計画を支援する基礎的計画という位置づけとしております。また、本計画は地域という視点から保健・福祉の各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別などの違いにかかわらず全ての人の地域生活を支えるということを目指すものでございます。

次に、資料右側の「3 法・制度の動向と本市の方針」をごらんいただけますでしょうか。 現在、地域福祉に関する国の動向は、大きく分けて2点ございます。1点目は、子ども、 高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うこと ができる地域共生社会の実現に向けた仕組みの構築、そして2点目は、成年後見制度の利用 促進でございます。本計画は、こうした国の動向も踏まえたものとなっております。

次に、資料の裏面をごらんください。

上段の「4 計画の基本理念と基本目標」でございますが、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりという基本理念を実現するため、左側の「みんなで支え合う地域づくり」と、右側にあります「新しい地域包括支援体制の確立」という2つの基本目標を掲げまして、福祉施策のみならずまちづくりなど全庁的に進めていく施策を、それぞれ3つの柱を定めて進めていくこととしております。

次に、資料下段の「5 各区に共通する課題等への具体的な取り組み」についてでございますが、各区に共通する課題に対しまして、主に福祉局が重点的に取り組む施策につきまして、3つの柱立てのもと推進していくこととしています。

まず左側、「1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」では、地域における見守り活動と専門的な相談支援機関による支援の相乗効果によりまして、

地域の福祉力の向上を図り、社会的孤立や複合課題を抱えた人を早期把握・早期対応できる、そういった地域づくりを目指すこととしております。

次に、真ん中の「2 福祉人材の育成・確保」についてでございますが、地域福祉活動の 担い手としての市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専 門職、そして虐待への対応や相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員と、それぞ れの人材の育成・確保の取り組みを進めることとしております。

最後に、「3 権利擁護の取り組みの充実」では、虐待防止に関する取り組みをさらに推 進するとともに、認知症や知的・精神障がいによりまして判断能力が低下した人が自分らし く安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な方向性を 定めて取り組みを進めることとしております。

簡単ではございますが、地域福祉基本計画の概要説明については以上でございます。

続きまして、すみません、もう一度資料3の2枚目に戻っていただけますでしょうか。今年度の地域福祉専門分科会及び地域福祉基本計画策定・推進部会の開催状況等についてご説明させていただきます。

まず、開催状況でございます。今年度は7月10日に地域福祉基本計画策定・推進部会、そして8月30日に地域福祉専門分科会を開催しております。議題はともに大阪市地域福祉基本計画の評価指標等についてでございます。

ご審議いただいた内容ですが、まず計画の評価指標についてということで、計画の評価を 実施していくために、客観的に計画の成果をあらわす評価指標についてご検討いただきまし た。そして、その実際の評価等につきましては、毎年具体的な取り組みの進捗状況の確認と あわせまして、評価指標に基づく評価をトータルで行い、そこから見えてくる課題や改善方 策を検討していただきまして、次の計画へと反映させていくという流れについてご確認をい ただきました。

次に、地域福祉に関する実態調査についてでございますが、今計画の評価及び今後の取り組みや次期計画の基礎資料とするための調査を来年度実施する予定としておりまして、その実施手法等についてご検討いただきました。実態調査につきましては、現在3種類検討しております。まず、市民を対象として、市民の方が地域福祉についてどのような意識や考えを持っておられるかということを調査いたします大阪市の地域福祉のあり方についての世論調査、次に、民生委員児童委員の方など地域福祉の推進役として実際に地域でご活躍いただいている住民の方への調査、そして3つ目は各地域で地域福祉活動を支援する福祉専門職への

調査というこの3つの調査を実施する予定としております。

また、これらのアンケート調査の結果を踏まえまして、より深く把握すべき内容につきましては、部会委員のご意見を伺った上で、必要に応じて別途ヒアリング調査などを実施していく予定としております。

具体的な質問項目等につきましては、現在、事務局で案の作成作業をしております。下の図にもありますとおり、今後開催してまいります地域福祉専門分科会及び地域福祉基本計画策定・推進部会のほうにおきまして、ご意見等をお伺いして取りまとめ、来年秋ごろをめどに調査を実施する予定としております。また、その調査結果につきましては、来年度末の地域福祉専門分科会や社会福祉審議会総会で報告させていただく予定としております。

なお、計画策定3年目に当たります平成32年度には、こうしていただいた評価や実態調査の結果をもとに、また次期計画の具体的な策定作業に入っていくことになりますが、次期計画につきましても専門分科会や計画策定・推進部会のほうでご議論いただきながら作業を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

それでは、社会福祉施設・法人選考専門分科会からお願いいたします。

# 事 務 局(上野法人監理担当課長)

法人監理担当上野でございます。座らせていただいて簡単に説明いたします。

社会福祉施設・法人選考専門分科会につきましては、審査事項はここに挙げておりますように社会福祉法人の設立等、それと社会福祉法人が第1種社会福祉事業を実施するに伴って施設整備を行う場合、それと第2種社会福祉事業に伴う施設整備、その他について審議を行っているところでございます。

今年度の開催状況につきましては、2回開催しておりまして、1回目が6月に行われまして、新しい法人の設立と特別養護老人ホームの整備を1件、既設法人による特別養護老人ホームの創設を2件、もう一つが既設法人による保育所の建てかえという4つを審議いたしました。そのうち3件につきましては適当と認めるということで、1件につきまして継続審議になりまして、その件を次の第2回におきまして特別養護老人ホームの創設について審議を継続して行ったということですが、この件につきましても第2回におきまして適ということ

で承認をいただいたところでございます。

今後の開催予定につきましては、来年2月に3回目を予定しており、内容につきましては 特別養護老人ホームの整備ということで考えております。

説明は以上でございます。

### 白澤委員長

どうもありがとうございました。

あわせて4つの分科会からご報告をいただきましたが、ただいまのご説明につきまして、 何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

余り何もないのも寂しいですから私のほうから質問させていただきますが、地域福祉専門 分科会で今年度、福祉職員の調査をやる。福祉の人材の調査をおやりになられると先ほどご ざいましたが、この調査はどういう人を対象にしているかというのを教えていただければと 思いますが、いかがでしょうか。

### 事 務 局 (松村福祉局生活福祉部地域福祉課長)

地域福祉課長の松村でございます。

来年度実施させていただく調査のことでよろしいですか。

### 白澤委員長

はい。

# 事 務 局 (松村福祉局生活福祉部地域福祉課長)

ここにございます人材の調査といいますか、2つ目の地域福祉推進役としての地域住民への調査というところでは、実際に地域において地域福祉の推進役としてご活躍していただいてる方、例えば民生委員児童委員の方ですとか地域福祉コーディネーターの方々に、約500名と想定しているんですけれども、地域福祉活動の現状や、地域福祉活動への参加の促進に係る課題などについて聞き取りをするという、そういうアンケート調査を今予定をしております。

3つ目の地域福祉を支援する福祉専門職への調査、こちらのほうは実際に各地域で地域福祉活動を支援してくださっております福祉専門職の方、例えば区社協の地域支援担当職員、

見守り相談室のCSW、それから生活支援コーディネーター等約300名に対しまして、地域福祉活動の現状ですとか地域福祉活動支援に係る課題などについて調査することとしているところです。

この2つを実際アンケート調査した結果で、もう少し聞き取りが必要なのではないかという事項につきましては、また抽出した方々を集めてヒアリング調査など、もう少し深いところでお聞きすることができたらなと考えております。

### 白澤委員長

どうもありがとうございます。

意見ということでぜひご検討いただきたいと思うんですが、社会福祉法人の地域貢献というのが大変今意味を持っている時期を迎えてるんだろうと。法改正もありました。そういう意味では、そういう社会福祉法人、特別養護老人ホームであるとか保育所でも結構かと思うんですが、そういうところの生活相談員が適切なのかどうかわかりませんが、そういう人たちが地域にどういうようなかかわりを今から持とうとしているのかというのもぜひ調査の一つの枠組みの中でご検討いただければというのが1点と、もう一つは、福祉専門職も大事なんですが、それ以外の専門職の人たちも地域福祉にかかわるということで、そういうものをどういうように補って地域全体のことを考えるかというのもご検討いただければという。これは意見でございますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、ございませんので、分科会の報告はこれで終わりにさせていただきたいと思います。

# 事 務 局 (伊藤福祉局総務部企画担当課長代理)

それでは、本日の案件は以上でございますので、白澤委員長、ありがとうございました。 委員の皆様方には、本日お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。 これをもちまして、本日の総会を終了させていただきます。ありがとうございます。